## 埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号告 一宗

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、 道路の

区域を次のように変更する。

び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。 その関係図面は、 令和五年一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及

令和五年一月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 田 邦 彦

道路の種類 県道

線 菅谷寄居線

三 道路の区域

新	IΞ	旧 新 別
七地先まで出二番一日町大字菅谷字上二番一上二〇番一地先から同郡	地先まで地先から同郡上二〇番一地先から同郡	区間
九・三六~一九・三〇	九・三六〜九・四三	(メートル) 敷地の幅員
一 八 一 ・ 五 三		(メートル)
災害防除工事による		備考